

# 国際教養大学教職員給与規程

平成 16 年 4 月 1 日  
大学経営会議決定  
規程第 29 号

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 年俸等（第 5 条—第 11 条）
- 第 3 章 時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当（第 12 条—第 14 条）
- 第 4 章 特別勤務手当（第 15 条）
- 第 5 章 給与の支給及び支払方法（第 16 条—第 26 条）
- 第 6 章 退職者の給与（第 27 条）

## 第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規程は、国際教養大学教職員就業規程（以下「就業規程」という。）第 2 条の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）に勤務する教職員等の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この規程は、法人に勤務する教員、事務職員及び専門職員（以下「教職員」という。）であって次のいずれかに該当する者に適用する。

- 一 任期の定めなく定年まで雇用される者
- 二 法人と 1 年を超える期間を定めた雇用契約を結ぶ者
- 三 公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 13 年秋田県条例第 64 号）第 2 条第 2 項に基づき、秋田県から法人に派遣される者のうち法人のディレクター以上の職にある者（以下「特定派遣職員」という。）

（法令との関係）

第 3 条 教職員の給与に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）その他の関係法令の定めるところによる。

（給与の定義）

第 4 条 この規程で「給与」とは、年俸、役職年俸、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当及び特別勤務手当をいう。

## 第 2 章 年俸等

(年俸)

第5条 年俸は、一の年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の職務遂行に対する対価として、教職員に支給する。

2 年俸は、第9条に規定する実年俸額に基づき支給する。

(ベース年俸の決定)

第6条 法人は次のいずれかに該当する場合には、教職員に各年度支給される年俸（以下「実年俸」という。）の算定の基礎となる年俸（以下「ベース年俸」という。）を決定する。

一 教職員を新規に採用する場合（第2条第二号の教職員を同条第一号の教職員として新たに採用する場合を含む。）

二 特定派遣職員の派遣を受け入れる場合

三 教職員が新規採用時を起点とする3年ごとの期間（以下「ベース年俸適用期間」という。）の期末を迎える場合

2 前項の規定にかかわらず、就業規程第5条第5項に定めるテニユア契約を結んだ教員については、3年ごとに年俸を決定する。

3 第1項第三号の規定にかかわらず、年度途中の採用者については最初のベース年俸適用期間の期末に行うベース年俸の決定時期を調整し、4月を起点とするベース年俸適用期間に修正することができるものとする。この場合、最初のベース年俸は新たなベース年俸が適用される直前の年度末まで適用する。

4 教職員のベース年俸は、次条に定める基準の範囲内で、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して決定する。なお、第1項第三号又は第2項の規定に該当する教員については、別に定める基準を適用する。

一 教職員の職

二 教職員の職務の量、複雑困難の度合い

三 法人に採用される前における教職員の経歴、教育研究実績及び業務実績並びに職務遂行能力

四 他の教職員との均衡

五 法人の予算及び社会経済の動向

六 第1項第三号及び第2項の場合にあつては直前のベース年俸適用期間における教育研究実績及び業務実績並びに発揮された職務遂行能力に係る評価の結果並びに勤務状況

(ベース年俸額の基準)

第7条 教職員のベース年俸額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。ただし、顕著な能力・技術等を有し、社会的地位や評価が特に高いと客観的に認められる人材を採用する場合には、本条の規定にかかわら

ず年俸額を決定できるものとする。

- 一 教員 500万円以上1,300万円以下
- 二 事務職員 300万円以上1,300万円以下
- 三 専門職員 300万円以上1,150万円以下

2 教員のベース年俸額は、次の各号に掲げる職の等級の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。ただし、当該教員の経歴等この基準により難い特別の事情があると認められる場合には、別に年俸額を決定できるものとする。

- 一 教授 850万円以上1,300万円以下
- 二 准教授 650万円以上1,000万円以下
- 三 助教 500万円以上800万円以下
- 四 講師 500万円以上950万円以下

3 事務職員のベース年俸額は、次の各号に掲げる職の等級の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。ただし、当該職員の年齢、経歴等この基準により難い特別の事情があると認められる場合には、別に年俸額を決定できるものとする。

- 一 エグゼクティブオフィサー 800万円以上1,300万円以下
- 二 シニアディレクター 700万円以上1,050万円以下
- 三 ディレクター 650万円以上950万円以下
- 四 シニアスタッフ 550万円以上800万円以下
- 五 スタッフ 300万円以上550万円以下
- 六 アドバイザー 300万円以上900万円以下

(ベース年俸額の基準の改定)

第8条 前条に規定するベース年俸額の基準は、大学の経営状態、物価等の社会経済の動向、民間事業の従事者における給与水準の動向等を総合的に勘案し、改定することがある。

(実年俸の決定)

第9条 教員の実年俸額は、毎年度、当該教員のベース年俸額に、次の各号に掲げる当該年度の前年度に行う教職員業績評価の結果の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて、又は減じて決定する。

- 一 評価S 100万円
- 二 評価A7 80万円
- 三 評価A6 50万円
- 四 評価A5 30万円
- 五 評価A4 0円
- 六 評価A3 -10万円
- 七 評価A2 -20万円

八 評価A1 ー30万円

2 職員の実年俸額は、毎年度、当該職員のベース年俸額に、次の各号に掲げる当該年度の前年度に行う教職員業績評価の結果の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて決定する。

一 評価S 100分の120

二 評価A3 100分の110

三 評価A2 100分の105

四 評価A 100分の100

五 評価B 100分の95

六 評価C 100分の90

七 評価D 100分の80

3 第1項の規定にかかわらず、教員の任期を定めた雇用契約における初年度の実年俸額は、ベース年俸額と同額とする。

4 第1項第一号及び第八号並びに第2項第一号及び第七号に掲げる評価の結果の区分に該当する教職員については、特に必要と認められる場合は、当該各号に定める額又は割合にかかわらず、当該教職員の評価内容に応じ、当該範囲を超えて決定することができる。

5 第1項及び第2項に規定する教職員業績評価の方法は、別に定める。

(能力評価の結果に基づく事務職員の実年俸の決定)

第10条 前条第2項又は第4項の規定にかかわらず、事務職員のうちシニアスタッフ又はスタッフの実年俸額は、次の各号に掲げる前年度の事務職員能力評価の結果の区分に応じ、第一号から第三号までのいずれかに該当する場合は当該各号に定める額を前条第2項又は第4項の規定により決定される額に加えて決定し、第四号に該当する場合はこれに定める額を前条第2項又は第4項の規定により決定される額から減じて決定する。

一 評価A3 30万円

二 評価A2 20万円

三 評価A 10万円

四 評価C 10万円

2 スタッフについては、前項の規定にかかわらず、実年俸額を決定しようとする年度の前年度(同一のベース年俸適用期間中の年度に限る。)において前項の規定に基づき加えた額又は減じた額(以下「加減額」という。)がある場合は、前項に基づき決定した額に、当該加減額を加え、又は減じて決定する。

3 第1項に規定する事務職員能力評価の方法は、別に定める。

(役職年俸)

第11条 役職年俸は、一の年度の役職に係る職務遂行に対する対価として、次の各号に掲げる者に支給する。ただし、第二号の役職については、これらの役職に係る職務が本務又は本務の一部とみなされる場合には支給しない。

- 一 課程長、英語集中プログラム・外国語教育代表、基盤教育代表、日本語プログラム代表、教職課程代表、グローバル・コミュニケーション実践研究科長、グローバル・コミュニケーション実践専攻長、英語教育実践領域代表、日本語教育実践領域代表及び発信力実践領域代表
  - 二 学務部長、図書館長、国際教養教育推進機構長、アジア地域研究連携機構長、学生部長、国際交流部長、能動的学修・評価センター長、日本学修センター長、英語集中プログラムコーディネーター、言語異文化学修センターコーディネーター、学修達成センターコーディネーター、アジア地域研究連携機構副機構長及び日本語教育実践領域コーディネーター
  - 三 事務局長、事務局次長、事務局参事及び事務局の課、室、又はセンターの長
- 2 前項第一号及び第二号の役職に係る役職年俸は75万円以内の額で決定する。二つ以上の役職を兼ねる場合も75万円を支給限度額とする。
- 3 第一項第三号の役職に係る役職年俸は100万円以内の額で決定する。二つ以上の役職を兼ねる場合も100万円を支給限度額とする。

### 第3章 時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当

#### (時間外勤務手当)

- 第12条 労働時間、休日、休暇等に関する規程（以下「労働時間等規程」という。）
- 第9条第1項に基づき時間外勤務を命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、勤務1時間当たりの年俸額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）に行われた場合は、100分の150）を時間外勤務手当として支給する。
- 2 労働時間等規程第7条に基づき休日を振り替えられたことにより週の労働時間が40時間を超えて勤務を割り振られた教職員には、当該40時間を超えて勤務を割り振られて勤務した1時間につき、勤務1時間当たりの年俸額の100分の25を時間外勤務手当として支給する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、教職員が労基法第36条に基づく協定に定める一ヶ月（毎月1日を起算日とする。）または一の年度（4月1日を起算日とする。）における限度時間（以下「限度時間」という。）を超えて時間外勤務を命じられた場合は、当該限度時間を超えた時間については、次の各号に定める時間外勤務時間数に応じた勤務1時間当たりの年俸額を時間外勤務手当として支給する。この場合において、時間外勤務時間数が一ヶ月における限度時間と一の年度における限度時間の両方を

超えたときは、いずれか高い率の時間外勤務手当を支給する。

- 一 1ヶ月における時間外勤務時間数が45時間を超え60時間以下 100分の130（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の155）
  - 二 1ヶ月における時間外勤務時間数が60時間超 100分の150（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175）
  - 三 一の年度の時間外勤務時間数が360時間超 100分の135（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160）
- 4 時間限度を超える時間外勤務時間の算定にあたっては、労働時間等規程第7条第1項に定める法定休日以外の日において勤務した時間が、同規程第4条に定める所定労働時間を超え、または労働基準法第32条第1項に定める労働時間を超えた場合、その超えて勤務した時間を算入する。
- 5 第3項第二号の規定にかかわらず、教職員が、労働時間等規程第12条の2に定めるところにより代休の取得を申し出た場合は、当該代休の取得に係る時間外勤務時間については、第1項に定める時間外勤務手当を支給する。ただし、教職員から当該代休の取得の申出を受け、この規定により第1項に定める時間外勤務手当を支給した後、労働時間等規程第12条第2項に定める期間内に当該代休が取得されないことが確定したときは、当該代休が取得されなかった時間については、第3項第二号に基づき支給されるべき時間外勤務手当と当該支給済みの時間外勤務手当との差額を支払うものとする。
- 6 前五項の規定にかかわらず、エグゼクティブオフィサー、シニアディレクター及びディレクターには時間外勤務手当を支給しない。

（休日勤務手当）

第13条 労働時間等規程第9条第1項に基づき休日勤務を命じられた教職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、勤務1時間当たりの年俸額の100分の135（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160）を休日勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、労働時間等規程第12条に定める代休日を指定した場合には、当該勤務を命じられた時間のうち8時間については、1時間につき勤務1時間当たりの年俸額の100分の35を支給する。

3 エグゼクティブオフィサー、シニアディレクター及びディレクターが代休日を指定できなかった場合には、当該勤務を命じられた時間のうち1日（8時間）につき10,000円又は半日（4時間）につき5,000円を管理職員特別勤務手当として支給する。

（深夜勤務手当）

第14条 労働時間等規程第10条第1項に基づき深夜勤務を命じられた教職員には、

当該勤務を命じられた時間1時間につき、勤務1時間当たりの年俸額の100分の25を深夜勤務手当として支給する。

#### 第4章 特別勤務手当

(特別勤務手当)

第15条 教職員が、次の各号に掲げる事業に係る業務に従事したときは、その業務内容や当該事業による収入の額に応じ法人が決定する額を、当該各号に定める手当として支給することができる。

一 法人が第三者から委託を受けて実施する各種調査・研究事業 調査・研究事業手当

二 法人以外の第三者に対して実施する講演、研修、公開講座等の教育関連業務であって、法人自らが企画する事業及び法人が第三者から委託を受けて実施する事業 地域貢献事業等手当

2 事務職員及び専門職員が、本務とは別に、授業科目について講義を行った場合には、担当講義一時限につき、理事長が別に定める額を手当てとして支給することができる。

#### 第5章 給与の支給及び支払方法

(年俸の支給)

第16条 新たに教職員となった者には、その日から年俸を支給する。

2 教職員が離職したときは、その日まで年俸を支給する。

3 教職員が死亡したときは、その月まで年俸を支給する。

4 年度の途中で実年俸額に異動が生じた教職員には、その日から新たに定められた実年俸額を支給する。

(日割計算等)

第17条 年度の途中で、新たに教職員となった者、離職した者、死亡した者又は実年俸額に異動が生じた者の年俸は、当該年度の総日数から労働時間等規程第7条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算し、これを支給する。ただし、離職し又は死亡した教職員に月の末日まで年俸を支給するときは、第23条第4項に規定する場合を除き、第23条第1項から第3項までの規定に基づき当該月までに現に支払った年俸を、日割りによって計算して支給した年俸とみなす。

(役職年俸の支給等)

第18条 役職年俸の支給については、前二条の規定を準用する。この際、「年俸」は「役職年俸」と、「実年俸額」は「役職年俸額」と読み替えるものとする。

(年俸の減額)

第19条 教職員が勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの年俸額を減額する。

(勤務1時間当たりの年俸額の算出)

第20条 前条に規定する勤務1時間当たりの年俸額は、実年俸額を当該年度の総日数から労働時間等規程第7条に規定する休日の日数を差し引いた日数に係る所定労働時間の総数で除して得た額とする。

- 2 前項に規定する勤務1時間当たりの年俸額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務時間の計算)

第21条 第12条に規定する時間外勤務手当、第13条に規定する休日勤務手当及び第14条に規定する深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数並びに第19条に規定する年俸の減額の基礎となる勤務しない時間数は、一の月における全時間数(時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当については、支給割合を異にする部分ごとの全時間数)とする。この場合において、その全時間数が1時間に満たない場合又はその全時間数に1時間未満の端数がある場合においては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当については当該全時間又は端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨て、年俸の減額については当該全時間又は端数を切り捨てる。

(端数の処理)

第22条 前条までの規定に基づき給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(年俸の支払方法)

第23条 教職員の年俸は、実年俸額を12で除して得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「年俸支払基礎額」という。)を毎月支払う。ただし、会計年度における最初の勤務月にあつては、実年俸額から年俸支払基礎額に12を乗じて得た額を差し引いた額を、年俸支払基礎額に加えて得た額を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、教職員(当該実年俸額を支払うべき年度の4月に在職する者に限る。)の申出があつたときは、6月及び12月以外の月は実年俸額を17で除して得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「月払年俸支払額」という。)を支払い、6月及び12月は月払年俸支払額に5を



乗じこれを2で除して得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「半期払年俸支払額」という。）を月払年俸支払額に加えて支払う。ただし、会計年度における最初の勤務月にあつては、実年俸額から月払年俸支払額に12を乗じて得た額及び半期払年俸支払額に2を乗じて得た額を差し引いた額を、月払年俸支払額に加えて得た額を支払う。

3 前項に規定する半期払年俸支払額は、6月に支払うものについては第1項に基づき4月から9月に支払うべき年俸支払基礎額の一部とみなし、12月に支払うものについては同項に基づき10月から翌年3月に支払うべき年俸支払基礎額の一部とみなす。

4 年度の途中で離職した教職員が第2項の規定に基づき月払年俸支払額及び半期払年俸支払額を支払われ、当該年度に現に支払われたそれらの総額が第17条本文に基づき日割りにより計算して得られた額を超える場合は、当該教職員はその超える部分に相当する額を法人に返還しなければならない。

（年俸の前払い）

第23条の2 教職員（当該実年俸額を支払うべき年度の4月に在職する者に限る。）から、以下の各号に該当する事由により申し出があつた場合には、法人の会計年度末月、期間を定めた雇用契約を結ぶ教職員の契約期間における最終月及び退職日の属する月を除き、年俸支払基礎額の2分の1を限度として、翌月支払い分の年俸を前払いすることができる。

一 教職員又はその二親等以内の親族が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合

二 教職員又はその二親等以内の親族が結婚し、又は死亡した場合

三 教職員又はその二親等以内の親族がやむを得ない事由により1週間以上に亘つて帰郷する場合

（役職年俸の支払方法）

第24条 月の初日から役職年俸を支給される教員の役職年俸は、役職年俸額を12で除して得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「役職年俸支払基礎額」という。）を毎月支払う。ただし、会計年度における最初の勤務月にあつては、役職年俸額から役職年俸支払基礎額に12を乗じて得た額を、役職年俸支払基礎額に加えて得た額を支払う。

2 月の初日以外の日から役職年俸を支給される教員の役職年俸については、その日の属する月については、第17条に規定する日割りによる計算により得られた額を支払い、それ以外の月については、前項本文の規定を準用する。

（給与の支払原則及び給与からの控除）

第25条 給与は、教職員に直接、その全額を通貨で支払う。

- 2 教職員に給与を支払う際には、当該給与から、次の各号に掲げる税等に相当する金額を控除する。
  - 一 源泉所得税
  - 二 住民税
  - 三 健康保険料
  - 四 介護保険料
  - 五 地方職員共済組合等の掛金等
  - 六 雇用保険料
  - 七 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの
- 3 給与は、教職員の申出があった場合には、第1項の規定にかかわらず、その指定する銀行その他の金融機関における預金口座等へ口座振替の方法により支払うことができる。

(給与の支給日)

第26条 年俸及び役職年俸の支給日は、毎月21日とする。

- 2 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当及び特別勤務手当の支給日は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月21日とする。
- 3 前二項の支給日が労働時間等規程第7条の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日を支給日とする。

## 第6章 休職者の給与

(休職者の給与)

- 第27条 教職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規程第13条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（地方公務員災害補償法第28条に規定する休業補償給付を受けたときは、その額を控除した額）を支給する。
  - 2 教職員が前項以外の心身の故障により、就業規程第13条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の100分の60（政府管掌健康保険から傷病手当給付を受けたときは、その額を控除した額）を支給する。
  - 3 教職員が、就業規程第13条第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の100分の60以内を支給することができる。
  - 4 教職員が、就業規程第13条第三号から第五号までに掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の100分の100以内を支給することができる。

- 5 前四項において、休職とされた期間の給与の支給額の算定にあたっては、第17条に規定する日割り計算の方法に準じる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。  
(就任承諾者に係るベース年俸額の基準の適用に関する経過措置)
- 2 この規程の施行日前に教職員に就任することを承諾していた者に係る最初の任期のベース年俸に関する第7条の規定の適用については、当該教職員の職の等級の区分以外の区分を適用することができる。  
(ベース年俸額の特例)
- 3 年俸を支給される年度において授業を担当しない教員に係る実年俸額は、第9条の規定にかかわらず、当分の間、理事長が別に決定することができる。
- 4 平成17年度に支給する実年俸額の決定にあたっては、第9条第1項の規定にかかわらず、第一号から第三号に掲げる区分にあつては当該各号に定める割合に満たない割合を乗じ、第五号から第七号に掲げる区分にあつては当該各号に定める割合を超える割合を乗じて決定することができる。  
(役職年俸額の特例)
- 5 当分の間、第11条第2項の規定にかかわらず、部門代表に係る役職年俸額は、75万円以内の額で理事長が別に定める額とすることができる。

(細則)

- 6 この規程の施行に係る細則については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年2月18日から施行する。  
(特別勤務手当の適用に関する特例)
- 2 第15条第1項各号に定める手当については、平成16年度実施済事業について適用できるものとする。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前にシニアスタッフとして雇用契約を締結した職員については、第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日にベース年俸適用期間の期末を迎えない職員に係る平成29年度のベース年俸については、第6条第1項第3号の規定にかかわらず、新たなベース年俸を決定し、及び同年4月1日を起点とするベース年俸適用期間に修正する。
- 3 当分の間、教職員（特定派遣職員を除く。）の役職年俸の額は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により決定した額から、当該決定額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。